

職務内容書（理事）

独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事（個別業務管理担当）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当法人は、青少年教育指導者その他の青少年関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを基本的な目標として業務を実施しています。

公募対象理事として、主に自然体験活動や交流体験活動など様々な体験を通じて青少年の自立を目指す教育事業（担当職員総数約30人）を推進し、中期目標を達成する能力を有する者を求めます。

1. 機関名：独立行政法人国立青少年教育振興機構

（法人の業務概要）

当法人は、平成18年4月に設立された独立行政法人（役職員数は約700人）であり、文部科学省の政策等に基づき、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を進めている。主な業務内容は以下のとおり。

- （1）青少年教育指導者その他の青少年関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること。
- （2）上記の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。
- （3）上記の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。
- （4）青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。
- （5）青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。
- （6）青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- （7）青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - ① 青少年のうちおおむね十八歳以下の者の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動
 - ② 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動
 - ③ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発
- （8）以上の業務に付帯する業務を行うこと。

2. ポスト：理事（個別業務管理担当） 1ポスト 1名
（任期、2年：～平成24年3月31日）

3. 職務内容

- (1) 青少年教育のナショナルセンターの教育事業担当役員として、自然体験活動や交流体験活動など様々な体験を通じて青少年の自立を目指す活動に関する業務を統括する。
- (2) 当法人の重要な経営方針の立案に参画するとともに、各担当に応じて、以下の業務を分掌、統括し、平成18年度から22年度までの今期及び次期中期目標・中期計画・各年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行する。ただし、担当業務分野については、着任後等に変更する場合がある。
- (3) 教育事業にかかる業務を分担管理し、その所掌事務に関して職員を指揮監督する。

教育事業部（職員総数約30人）

① 企画・推進課

- イ 企画事業・研修支援事業その他の教育事業に関する企画・立案、連絡調整及び予算執行に関する業務
- ロ 企画事業及び連絡協力促進事業に関する業務

② 調査研究・情報課

- イ 調査研究及び青少年の教育に関する情報提供に係る連絡調整に関する業務
- ロ 青少年教育に関する調査・研究の企画・実施及び予算執行並びに情報及び資料の収集・整理・提供に関する業務

③ 国際課

- イ 国際交流事業の企画・実施及び予算執行並びに連絡調整に関する業務
- ロ 国内外の国際交流関係機関・団体等との連携・協力に関する業務

4. 必要な資格・経験等

- (1) 原則として任期満了時点で65歳未満であること（閣議決定に定められた要件）。
- (2) 青少年教育のナショナルセンターの役員として、自然体験活動や交流体験活動など様々な体験を通じて青少年の自立を目指す活動に関して必要な知識経験とともに、担当業務についての的確に遂行・指揮監督できる十分な能力を有していること。
- (3) 中立性・公平性を担保して業務を遂行できること、また、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (4) 我が国の青少年教育の動向を理解し、熱意と責任感を持って、青少年教育の振興の実施に当たることができること。
- (5) 民間企業、独立行政法人、学校、国又は地方公共団体等において、組織運営に関する十分な経験を有し、相応の知識を有していると認められること。

5. 勤務条件等

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：本部（東京都渋谷区）
- ・給与：年収（約1,200万円～1,400万円（税込））、通勤手当等
- ・福利厚生：共済組合等
- ・危機管理：災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり

(2) 選考方法

公募により以下のとおり選考する。

- ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ② 二次選考（面接審査）
- ③ 外部有識者による選考委員会の選考を経て理事長が任命

(3) 応募書類等

- ・履歴書（様式は別添のとおり）
- ・自己アピール文書（様式は別添のとおり）
 - ① 自身の知識・経験、能力・実績等を踏まえ、今回の公募に応募した動機・理由
 - ② 今回応募する職務に関連した提言、抱負等
 - ③ 自分自身について、職務に関し優れていると考えられる点
（これらについて、概ね1500字程度で自由にお書きください。）
- ・第三者からの推薦書（書式を含め任意提出可）

6. 欠格事項

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、理事となることはできない。

- ・独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抜粋）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。